

第49回 統計委員会 議事録

- 1 日時 平成23年9月22日（木）15：05～15：58
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、佐々木委員、首藤委員、椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

大串内閣府大臣政務官、主濱総務大臣政務官、西川内閣府大臣官房総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（案）
- (2) 諮問第38号の答申「建設工事統計調査の変更について」（案）
- (3) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから第49回「統計委員会」を開催いたします。

本日は、宇賀委員が所用のため、御欠席との連絡をいただいております。

また、本日は、新しく御就任されました総務省の主濱大臣政務官、内閣府の大串大臣政務官にも御出席いただいております。どうもありがとうございます。

それでは、審議の前に、両政務官におかれまして、統計行政に関する今後の抱負も含めました御挨拶をいただきたいと考えております。

まずは、主濱総務大臣政務官から、よろしくお願いいたします。

○主濱総務大臣政務官 皆様には、お忙しい中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。このたび、野田内閣の発足に伴いまして、9月5日に総務大臣政務官を仰せつかりました主濱了でございます。

今回の東日本大震災の被災地、岩手県の出身でございます。樋口委員長さんを始め、統計委員会の委員の皆様には、公的統計の整備に関する基本的な計画に基づく統計の整備、発展に御尽力いただいております。

また、総務省統計局が実施する国勢調査あるいは経済センサスなど、重要な統計に関して専門的知見に基づく調査・審議を精力的に行っていただいております。心から感謝を申し上げます。

御承知のように、社会経済情勢を正確に把握することは、国や自治体がさまざまな施策を的確に立案あるいは実施する上で不可欠であると私は思っております。

また、統計法では、公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、国民共有の財産であると、位置付けられているところであります。

私ごとではありますけれども、先ほど申し上げましたけれども、岩手県の方に30年ほど勤めておりました。この中で総務部門とかあるいは商工労働部門、更には環境生活部門、農林水産部門といったところを経験して参りました。

やはり県にとって一番大事なのは、県の基本計画でありますけれども、この基本計画についても、やはりさまざまな統計が非常に大事だということでございます。それらを活用して、県の基本計画を作っていく。更には、それを実施するに当たっても、やはり統計を見ながら、しっかりとした方向性を見出していく。統計はこのように重要なものであると、私自身認識をしているところであります。

先ほど申し上げましたけれども、3月11日、1100年来というマグニチュード9の東日本大震災が発生したわけですが、岩手県を始めとする被災地は大きな影響を受けたところであります。震災からの復旧・復興のためにも、社会経済情勢の状況を正確に把握する公的統計の役割は、ますます高まってきていると思っております。

私も統計法を所管し、統計行政の総合調整を担うとともに、重要な統計調査を実施する部局を所管する者として、統計行政の一層の発展に努め、社会経済の変化に対応した統計の効率的かつ効果的な整備に努めて参りたいと、全力を尽くして参りたいと、このように考えているところであります。

委員の皆様には、この2年間毎週のように多くの課題について御審議をいただき、数多くの答申を頂戴したと聞いております。改めて心から感謝の意を表しますとともに、今後とも引き続き公的統計の整備、発展に向けましてお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、私の冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

本当に、今日はありがとうございます。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、大串内閣府大臣政務官から御挨拶をお願いいたします。

○大串内閣府大臣政務官 遅参しまして、大変恐縮でございます。このたび内閣府の大臣政務官を仰せつかりまして、統計委員会の関係の業務を所掌することになりました政務官の大串博志でございます。皆様には、どうぞ、今後ともよろしくお願い申し上げます。

委員長を始め、各委員の皆様には、日本の統計が信頼のある正確かつわかりやすいものにしていくという統計の本来の、そして、新しい時代における要請に対して応えるものになるべく、熱心な御審議をいただき、その精度と、その内容を高めていただくことに力を尽くしていただいていることに、心から敬意と感謝を申し上げさせていただき次第でございます。

社会経済情勢、今、主濱政務官からも話がありましたように、大きく変化しております。私自身も統計に関して、一方ならぬ思いを持って、この間、仕事に当たってきました。90年代の後半に、私事ではございますが、国際通貨基金、IMF に3年間勤務した際に、折りしもアジア通貨危機の時期でありました。アジア通貨危機という、非常に突然訪れるようなタイプの危機に、正確な政策対応をする、そのツールとしての統計、そして、もう一つは、その国のときどきの状況を、マーケットを含め、国民に対してしっかり知らせるという意味での信頼性のある統計、この2面の統計というものが極めて重要だということを、当時、痛感いたしました。

そのころから、IMFにおいても、SDDS という形での基準の強化を図り、公開性を高めていくという取組みを、国連とも連携の上でやっていったわけでございますけれども、その中で、私も日本当局の間で、大変苦勞もしながら、国際水準と遜色のない統計を作っていくという思いで一生懸命頑張っていた経緯もあります。

そういった思いも含めて、行政にとっても役に立ち、かつ国民の皆さんに国状を知ってもらうという意味においてもわかりやすい、こういった両面を持つ統計を更に高めていく、その歩みを皆様とともに更に前に進めさせていただけたらと思う次第でございます。

本日は、22年度の統計法の各種施行状況に関しての御審議、とりまとめをいただくということになっております。これを礎に、更にこれを契機として、更に来年度に向けて改善をしていく私たちの活動を続けて参りたいと思いますので、諸先生方には、大変お忙しい中だと思っておりますけれども、今後ともお力をお貸しいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。私からの一言の感謝と、そして、新任の御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○樋口委員長 どうもありがとうございます。それでは、両政務官、次の予定がございますので、ここで御退席ということで、どうもありがとうございました。

(政務官退室)

○樋口委員長 それでは、本日用意されております資料につきまして、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○乾統計委員会担当室長 お手元の資料について、議事の内容と併せて確認したいと思

ます。

資料1は「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(案)」でございますけれども、これは、先日の基本計画部会で審議していただいたものでして、本日の委員会にて決定したいと思います。

それから、資料2により「建設工事統計調査の変更について(案)」の答申をお諮りします。

○樋口委員長 それでは、本日の議題に移ります。最初の議題は、統計法施行状況に関する審議結果についてでございます。本件について、資料1で用意しました「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(案)」は、9月15日の第31回基本計画部会で審議、了承されたものでございます。一部御意見を承りました部分につきまして、意見を反映させ、また、事務局におきまして、情報を更新いたしております。変更箇所を中心に事務局から説明していただきたいと思っております。お願いいたします。

○乾統計委員会担当室長 それでは、資料1を御覧ください。すべて御説明するのは、難しいものですから、主要なところだけお話ししたいと思います。

資料1をめくっていただきまして、3ページ目に、今回の統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果についての概要をまとめさせていただきました。

それから、目次に入りますけれども、今度は、下にあります2ページなのですが、そこに「ウ スケジュール」というところがありますが、ここは、9月22日に32回基本計画部会を開く予定と書いてありましたが、前回、第31回基本計画部会で審議は終了し、とりまとめの方向が決まりましたので、これについては、削除させていただいております。

4ページですが、表2に関して、これは事実を確認しまして、改訂しております。

17ページの下から2行目になります。ここに「基本計画に掲げられた二次的利用」という記述がありますが、この二次的利用に関して、前回の議論の中で定義がはっきりしないのではないかとということで、一番初めに出てくるここで、「二次的利用は、オーダーメイド集計、匿名データ作成及び提供」という定義を入れさせていただいて、読者の誤解を招かないようにしたいと思っております。

それから、次の18ページのイの1つ目の○の下から2行目ですけれども、これは、前回の議論の中で、国民生活基礎調査は、既に提供されているのではないかとということで、括弧の中で平成23年9月から提供されているということを入れさせていただきました。

今度は21ページ目に飛んでいただきまして、表3「業務統計の作成状況」ということで、ここに関して、やはり前回の議論の中で、具体的なものを入れた方がいいのではないかとということで、注を加えて行政記録等を用いて経常的に作成、公表されている統計ということを入れさせていただくとともに、26ページ以降に、ここに挙げているすべての統計に関しまして、作成、公表されている業務統計の概要について入れさせていただきました。

以上が前回の御指摘等を踏まえて修正した大きなポイントです。

以上です。

○樋口委員長 特に統括官室には、いろいろ御苦勞いただきまして、表を作成していただき、これを参考と、別表1という形で織り込んだというのが、今回の大きな改善の点でございます。

御質問、御意見がございましたら、いただけますでしょうか。

ないようでしたら、ただいまの説明を受けましたところも含めまして、全体の審議結果報告につきまして、(案)のとおりということで御承認いただけますでしょうか。

どうぞ。

○廣松部会長 前回の基本計画部会で指摘をさせていただいたところを修正していただきまして、誠にありがとうございます。

特に、別表1という形で、いわゆる業務統計のリストを作っていただきましたことに対して、大変感謝申し上げます。短期間にこういう形でまとめていただきましたが、私は情報としては、大変有用なものではないかと思えます。改めて感謝申し上げます。

○樋口委員長 ありがとうございます。もし、よろしければ、この(案)のとおり、御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、資料1をもって、平成22年度の統計法施行状況に関する本委員会の報告書といたします。

それでは、2番目の議題に移ります。諮問第38号の答申「建設工事統計調査の変更について(案)」につきまして、廣松部会長から御説明をお願いいたします。

○廣松部会長 それでは、御説明申し上げます。建設工事統計調査の変更につきましては、平成23年7月22日に開催されました統計委員会に、総務大臣から諮問され、産業統計部に審議が付託されました。

本件に関しましては、これまで2回の部会を開催し、審議を行い、このたび答申(案)をとりまとめるに至りましたので、御報告申し上げます。

資料2を御覧いただければと思います。この資料2が答申(案)でございますが、この答申(案)について議論を行いました第30回産業統計部会の審議の状況につきましては、前回の本委員会で口頭で御報告いたしました。

資料2の参考資料2、12ページに、その結果概要を添付しておりますので、併せて御参照いただければと思います。

本件につきましては、まず、承認の適否及び、その次に理由等を記述し、最後に今後の課題を記述するという構成としております。

以下、順番に御説明いたします。

まず「1 承認の適否」につきましては、統計法第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えないといたしました。

ただし、一部計画の修正が必要と考えられるため「2 理由等」で指摘しました事項については、計画を修正することが必要であるとしております。

その「2 理由等」におきましては、今回、諮問された計画の変更等に関わる事項について、建設工事施工統計調査、以下、施工調査と省略させていただきますが、それと建設工事受注動態調査、以下、動態調査と省略させていただきますが、2つの調査の変更内容ごとに判断の理由を記述しておりますので、それぞれ簡潔に御説明申し上げます。

まず（1）施工調査の変更についてです。この施工調査の変更につきましては、抽出方法の見直しと、それから調査事項の変更、集計事項の3点がございます。最初の抽出方法の見直しについてですが、現在のこの調査におきましては、標本の抽出率は、完成工事高を基に算出しております。この完成工事高のデータは、前回調査までは、昭和53年度のものを使用していました。それを、今回調査からは、直近の利用可能なデータに改めることとしております。

また、今後は、完成工事高等建設業の実態の変化を毎年検証した上で、原則5年ごとにデータの更新を行う計画であります。

これにつきましては、建設業の実態をより正確に反映するための変更として、適当であると判断いたしました。

次に、（イ）のしゅんせつ工事業の抽出方法の変更でございます。しゅんせつ工事業に関しましては、昭和53年には、約500業種と業者数が少数であり、そのため、これまで全数調査を行って参りました。

しかし、平成21年では、約2万4,000業者と業者数が増加しましたので、他の標本調査を行っている、例えば石工・タイル・れんが・ブロック工事業、これは大体1万9,000業者、それから塗装工事業、これが大体1万6,000業者ですが、それらと同様に標本調査に変更する計画です。

これについては、精度を維持しつつ、全数調査から標本調査にすることにより、報告者数を約2万4,000業種から約5,000業種に削減するものであって、報告者負担の軽減を図るための変更であり、適当であると判断いたしました。

次に、最低抽出数の変更です。答申案の1ページ目の下から2行目から2ページにかけてでございますが、標本調査を行う際には、まず、業種別に21層、それから資本金階級層別に7層の層ごとの抽出率を設定いたしまして、これを基に抽出された約11万の建設業者を更に都道府県47別に機械的かつ均等に割り当てて報告者数を算出しております。

これまでこの標本を都道府県別に均等に割り当てる際に、建設業者数が2業者以上存在し、かつ抽出作業の結果、抽出数が1業者となる場合は、その1業者を抽出しておりましたが、これを2業者に引き上げるという計画です。

これについても、精度向上を図る観点から、特に回答数が0となることをできる限り回避するための変更であり、適当であると判断いたしました。

続きまして、イの調査事項の変更です。まず（ア）国内建設工事の年間受注高の削除でございますが、これにつきましては、動態調査の月間受注高から年間受注高の推計が可能であることから、年間受注高に係る調査事項を削除するという計画です。

これにつきましては、後ほど説明をいたしますが、今回、動態調査の推計方法を見直すことにより、精度の高い推計が可能となることが期待されますので、報告者の負担軽減を図るための変更であり、適当であると判断いたしました。

ただし、動態調査の推計方法の見直しの結果、従来の調査結果との断層が生じる可能性がありますので、建設工事の年間受注高の合計につきましては、少なくとも2年間は確認項目として残し、施工調査の年間受注高の合計と、動態調査の月間受注高から推計される年間受注高との比較等の検証を行う必要があると致しました。

続きまして（イ）経費の追加等でございます。調査事項として「経費」、「販売費及び一般管理費」、「材料費」、「うち労務外注費」、これは労務費の内訳ですが、及びその「外注費」を追加することとしています。

また、これまでは「人件費」の総額を把握していましたが、それを「経費」及び「販売費」及び「一般管理費」のそれぞれの内訳として「人件費」を追加するという計画です。

これにつきましては、建設業の特に下請け構造の実態を把握する観点から、固定費と変動費との関係を把握するための変更であり、適当であると判断いたしました。

なお、従前から調査しております、「租税公課」につきましては、平成24年2月に実施されます経済センサス活動調査、以下、経済センサスと省略いたしますが、その調査事項である「租税公課」とは、事業税の取扱いについて相違が見られます。この点については、報告者が正確に記入できるよう、記入要領等において明確にする必要があるという指摘を行っております。

続きまして、2ページの一冊下、集計事項の変更です。集計事項につきましては、今回、追加を予定しています調査事項であります「経費」等を追加し、削除を予定している「元請受注高」等を削除する計画です。

これについては、今回の調査事項の変更内容を踏まえた集計を行うための変更であり、適当であると判断いたしました。

なお、従前より行っている業種別、都道府県別集計については、複数の業種をまとめた集計になっていますが、調査結果の利用価値を高めるため、動態調査と同様に32業種で集計を行う必要があると指摘をいたしました。

続きまして、答申案の3ページ目（2）動態調査の推計方法の見直しです。

これにつきましては、従来、受注高等の推計方法については、抽出率の逆数のみを乗じておりましたが、より正確な推計を行うために、抽出率の逆数に加えて、抽出層別の回収率の逆数を加味した方法で推計を行うという見直しを行う計画です。

これにつきましては、統計精度の一定の改善を図るための変更であり、適当であると判断をいたしております。

続きまして「3 今後の課題」です。ここでは、建設業者の主要決定方法の改善、標本設計の見直し及び行政記録情報の活用の3点について課題を出しております。

特に（1）建設業者の主要決定方法の改善、（2）標本設計の見直しにつきましては、

前回の答申、これは平成 12 年に行われたものですが、それにおいても、幾つか検証を行うことが求められておりましたが、その検証はほとんど行われておりませんでした。

この検証には、やはり相当の時間を要することが見込まれますので、今回は、適否の判断を見送ることといたしまして、今後の課題として明記することといたしました。

これらの課題の記載に当たっては、部会において期限を付すべきであるという意見が出ましたので、検証に期限を付した形で答申をまとめております。

また、行政記録情報の活用につきましては、活用できる情報については、記入者負担、調査効率の観点から積極的に活用すべきですが、現状では、紙媒体しかないということのようですので、効率的に活用するには電子化を行うことが必要であります。これには、相当な予算が必要になると思われれます。更に、制度を所管する部局と、統計担当部局が異なるため、統計部局のみでは、行政記録の活用を効果的に進めることは困難であると考え、制度所管部局と連携しつつ、費用対効果を勘案した上で推進していくことが必要である旨、記載しております。

個別の説明をもう少し付加いたしますと、初めに建設業者の主業決定の方法の改善ですが、建設業法に基づく建設業の許可は、28 の業種ごとに行われております。ただし、複数の許可を受けている建設業者が多数存在します。そのため、許可を受けている建設業者数の総数は約 50 万業者ですが、業種別の認可の総数は約 140 万件に上ります。そのため、施工調査において、標本抽出時に、各建設業者を調査対象業種別に割り振るに当たって、複数の許可を得ている建設業者の主業を決定する必要があります。

これにつきまして、国土交通省では、昭和 57 年以前の業種ごとの許可の取得状況を踏まえて主業を決定しておりますが、平成 57 年以降の状況の変化を踏まえて改善を行う必要があると考えられます。

したがって、これを改善するために、まず、直近の施工調査結果、2 番目に経済センサスの調査結果、3 番目に利用可能な行政記録情報、具体的には、建設業法に基づき各種建設業者から毎年提出される直前 3 年の各事業年度における工事施工金額等を活用して、複数の許可を得ている建設業者の現状を分析する必要があると判断いたしました。その調査結果の活用や分析については、平成 26 年度中に検証を終えて、必要な改善は可能な限り、早期の調査に反映させる必要があるとしております。

次に（2）の標本設計の見直しです。

施工調査及び動態調査の標本の配分方法については、答申（案）の 4 ページでございますが、そこに表を付けております。

この表にありますとおり、抽出層の数が非常に多くあります。そのため、報告者数が少ない層が相当存在している上、業種別、資本金階層別、都道府県別に抽出する際の区分と、集計する際の区分が整合していない場合が見受けられます。

したがって、抽出を行う際に設定する業種別、資本金階層別、都道府県別の抽出層について、今後の調査結果を検討し、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しを行う必要

があると判断いたしました。

また、この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考に、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成 26 年度中に検証を終えて、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要があると記しております。

最後、(3) 行政記録情報の活用です。統計法におきまして、行政記録情報の活用を推進するための法的な仕組みが整備され、公的統計の整備に関する基本的な計画、いわゆる基本計画においても、その促進が指摘されております。

施工調査の調査事項であります「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼業売上高及び建設業の付加価値額及び原価」等については、建設業法第 11 条第 2 項の規程に基づき、毎年建設業者から提出されております、「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」において、おおむね把握が可能であります。

しかしながら、これらの提出書類につきましては、提出期限等の問題があり、また、先ほど指摘いたしましたとおり、電子化が行われていないことなどから、現状では、施工調査に活用されていない状況です。

これらの書類は、発注者保護の観点から、公衆の閲覧に供することを目的に建設業者から提出を求めているものですが、これが電子化され、活用できることとなれば、施工調査の調査事項のうち、重要な一部が代替可能であるばかりではなく、標本設計をする段階で完成工事高等の把握が可能になることから、調査効率や統計精度の向上に大きく寄与するものと考えられます。

したがって、国土交通省の統計部局は、建設業の所管部局と連携し、当該行政記録情報の利活用の推進について、その費用対効果等を十分に勘案しつつ検討する必要があるという判断をし、その旨、記載をしたものであります。

ちょっと長くなりましたが、答申(案)の説明に関しては、以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、御意見、御質問をお願いいたします。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 2つほどなのですが、まず、最初に標本抽出に関わることで、昭和 53 年度のものを用いていたという完成工事高のところとか、あるいは建設業者の主業決定方法の改善は昭和 57 年のとかいうような表記が出てくるのですけれども、これは、かなり長い間、何も変更なしにこの調査が行われてきたということなのではないかと、それが質問の 1 点です。

第 2 点なのですが、最後の行政記録情報の活用のところで、これは、電子化が行われていないということが指摘されましたけれども、そもそもこの行政記録が、この場合はですけれども、存在している理由が、公衆の閲覧に供することを目的となっています。もし、こういう目的であれば、その目的自体で、統計とは、ある意味無関係に電子化され

ることは非常に結構なことだという意見を持つのですが、その見込みについては、何か御存じでしたら、御教示いただければ幸いです。

○樋口委員長 これは、廣松委員から、まず、説明をいただいて、その後、事務局に。

○廣松部会長 では、私の方から、まず、お答えをして、後ほど調査実施部局の方から説明を補足していただければと思います。

最初に御指摘のように、確かに昭和 53 年あるいは昭和 57 年以降、ほとんど変わっておりません。ただ、平成 12 年にこの調査に関しまして、諮問・答申が行われております。実は、そのときにもほぼ同様の指摘をしたのですが、残念ながら、勿論、建設業界という大変動きが激しいというか、そういう業界の特性もあり、今まで必ずしも十分にここで指摘いたしましたような問題点に関して検証をなされてこなかったというのが実状です。

したがって、今回の答申では、その点に関しては、先ほどもちょっとくどいように申し上げましたが、期限を付した上で検証を行っていただき、必要であれば、改善をなるべく早く、早い調査から導入していただくよう、お願いをしたものです。

それから、2 番目の行政記録情報が、まだ電子化されていないということですが、これ自体の目的は、公衆の閲覧に供するためということなのです。この閲覧の制度が、始まった段階では、まだ、日本で行政部門での電子化というのが進んでいなかったのも事実ですので、したがって、各地方整備局の窓口でそれを閲覧するというのが普通の状態です。

勿論、現在、それを電子化するということは、統計への活用ということだけではなくて、行政の効率化という意味からも必要だと思いますが、一方で、やはり紙で見たいというか、なかなか電子的な媒体で見ることにに関して、まだ慣れていない方々もおおいになるということも事実のようです。統計の方のサイドからは、なるべく早期に電子化をしていただいて、それがひいては閲覧のためにも、また、統計の利活用のためにも役に立つということを何回も繰り返して主張していくということが必要ではないかと思っております。

○樋口委員長 では、お願いします。

○沓澤国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室長 今の廣松委員の御説明のとおりでございますが、若干捕捉いたします。

データの更新、昭和 53 年のデータを使用していたことについては、是非、今回の見直しで最新のデータで対応して参りたいと考えておるところでございますし、また、今後も必要な検証ということを今回御指摘いただきましたので、対応して参りたいと考えております。

また、行政記録情報の活用の件でございますけれども、私ども統計部局といたしましては、こういった電子化が進められるということでは大きなメリットを認識しておるわけでございますけれども、建設業の許可を担当している部局としましては、これまで紙ベースのもので閲覧ということをやっております、電子化をするとなると、非常に多くの予算が必要になるというところで、非常に費用対効果という点で難しい面があるというような面もございまして、私どもは、引き続き、こういった建設業の所管部局と十分に意

思疎通を図って参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○樋口委員長 よろしいですか、それでは、ほかに。

今回、今後の課題のところは、非常に大量のものが書き込まれておまして、中でも、今も御説明ございましたように、期日を切つてと、余り普段は見慣れないような形での今後の課題の提示というふうになっております。

これに関しましては、例えば平成 26 年度中に検証へという具体的な数字が出ておりますので、随時御報告をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、御質問、御意見ないようでございますので、本答申（案）につきまして、お諮りいたします。

建設工事統計調査の変更について、本委員会の答申は、資料 2 の（案）のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、資料 2 によって総務大臣に対して答申いたします。産業統計部会に所属されている先生方、どうも御苦勞様でした。ありがとうございました。

それでは、議事次第ですと、（3）その他といったところに入ります。これにつきましては、東日本大震災関係で軽微な変更案件の承認状況の報告ということがございますが、これについてお諮りします。

まず、統計法第 9 条第 4 項の規定に基づきまして、統計委員会が軽微な事項と認める基幹統計調査の変更点について、総務大臣による承認手続が終了した段階で参考資料を配付することにより、委員会に報告としております。

今般の東日本大震災の発生に伴いまして、震災に関連した委員会において概要を報告していただくよう、特にお願ひして参りました。

今回報告いただきますのは、8 月分の承認分につきまして、5 件が該当するというふう聞いておりますが、この件につきまして、総務省政策統括官室から願ひいたします。

○中川総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、資料参考 2 の「基幹統計調査の承認状況」というのを御覧いただきたいと思ひます。

今、委員長から御紹介がございましたが、8 月中に処理した震災案件については、5 件あります。厚生労働省が 2 件、それから農林水産省が 3 件です。

まず、厚生労働省から説明させていただきます。1 つは、毎月勤勞統計調査ですが、毎月の統計調査は、雇用とか給与労働時間について調査をしておまして、全国調査、地方調査、特別調査の 3 種類に分かれています。

全国調査は全国の変動で、地方調査は、都道府県別の変動を明らかにすることを目的として、特別調査は、これを補完する調査という位置づけになっています。

それで、今回の変更内容ですが、調査対象地域の地域的範囲の変更です。この調査は、

本来、地域範囲が、全国であります。岩手県、宮城県、福島県の3県においては、平成23年3月及び4月分、宮城県については、3月、4月、5月分ですが、これについては、全国調査のうちの調査員調査で行っている部分、これは約700事業者あります。それから、地方調査、これが2,230事業者あります。これらについては、震災の関係で調査を行わないと。

また、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域、これが約50事業者あります。これについて、平成23年3月分より当面の間、調査は行わないという変更をいたしました。

それで、現在の状況を、厚生労働省さんの方から聞きましたので、その状況を報告しますと、岩手県、宮城県、福島県の3県については、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域を除いて、平成23年6月分から全国調査の調査員調査及び地方調査は開始をしているという状況です。

次に、賃金構造基本統計調査ですが、この調査は、主要3業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、経験年数別に明らかにすることを目的とした調査です。

この変更内容ですが、調査票の提出期限の延長ということで、都道府県の労働局長は、提出された調査票を審査して、これをとりまとめて調査実施年の8月20日までに厚生労働大臣に提出することとされております。

岩手労働局長、それから宮城労働局長及び福島労働局長にあつては、厚生労働大臣への提出を9月12日まで延長することということにしました。要するに、8月20日から9月12日まで延長したということです。

それから、農林関係ですが、農業経営統計調査についての変更があります。この農業経営統計調査は、農業経営体の経営、それから農産物の生産費の実態を明らかにして、農業行政に必要な基礎資料を得るということを目的とした調査です。

これにつきましては、結果公表の方法を一部変更するというものです。まず、震災の発生前に調査したもの、米とかてんさいについて、岩手県、宮城県、福島県において、調査票の回収または回収後の疑義照会が不可能な報告者が生じたということですが、これについては、震災発生直前までは営農していたという推計をして、当該3県分のデータは推計可能な報告を用いて、全国の調査結果を公表することとしたというものです。

もう一つは、震災発生後については、震災の影響により報告ができない報告者が生じたわけですが、震災により営農できなかったと解釈して、これらの報告者に係るものを集計対象から除外した上で公表することとしたという点です。

もう一つは、標本替えの点ですが、農業経営統計調査については、平成24年1月の調査分から2010年の世界農林業センサス結果に基づく標本替えを通じて設定された新たな標本数による調査実施が予定されているわけです。

それで、今回、青森とか岩手も被災されたわけですが、それで、被災地域に所在する農業経営体を母集団から除外した上で、改めて必要な標本数の算出を行うという措置を取り

まして、これによって、結果的に一部標本数は減少しているということです。

それから、その裏ですが、木材統計調査ですが、この木材統計調査は、目的は製材とか、木材製品の生産を行う事業所を対象に、その生産とか出荷の実態を調査して、林業行政の基礎資料としているものです。

これについては、年の調査と月別の調査がありまして、年の調査は、基礎調査といたしますが、平成 22 年の基礎調査の結果については、被災県分のとりまとめに時間を要したことから、調査計画において示す公表期日より 1 か月遅れて公表を行う。要するに、当初は 4 月だったのですが、5 月に公表したということです。

もう一つは、月別調査ですが、製材月別調査というのがありまして、これについては、被災 3 県、岩手県、宮城県、福島県のとりまとめができないことから、平成 23 年 2 月分から 6 月分については、当該 3 県分を除いて、集計、公表して、7 月分からは被災 3 県を含めた通常の公表を行っている。

それで、平成 23 年 2 月分から 6 月分の公表の際には、対前年同月比の算出に当たっては、前年同月値について、被災 3 県分を除いた値を用いるとともに、当該取扱いについて明確にした上で公表しているということです。

もう一つ、合単板月別調査というのがありまして、これについては被災 2 県、岩手県、宮城県のとりまとめができないということから、平成 23 年 2 月分以降、当分の間、当該 2 県を除いて集計、公表すると。

この際も、先ほど言いましたように、対前年同月比の算出に当たっては、前年同月値から被災 2 県分を除いた値を用いるとともに、その取扱いを明確にした上で公表しているということです。

最後に、海面漁業生産統計調査ですが、この調査の目的は、農林水産省が毎年海面漁業を営む事業者、いわゆる海面漁業経営体ですが、これを対象として、漁業生産や稼動状況等の実態を調査しているものです。

震災関係では、②のところですが、平成 22 年の調査については、調査票の回収は終了していたわけですが、被災 3 県、岩手県、宮城県、福島県においては疑義照会に時間を要するという。それから、一部の統計・情報センターで水没したパソコンの復元に時間を要するということから、被災 3 県を除いてとりまとめを行い、公表を行ったということです。

その後、被災 3 県のうちの宮城県、福島県のとりまとめが完了したので、平成 23 年 6 月 24 日に、この 2 県分のデータを含めて、第 2 報として公表を行っております。

今後は、岩手県のとりまとめが可能となった場合に、再集計を行い、公表する予定だということです。

以上です。

○樋口委員長 参考 2 は、全部で 9 件ありますが、そのうちの 5 件が東日本大震災関係に伴う変更という報告だったと承知しますが、それでよろしいですね。残り 4 件は、通常の

変更に伴うものということです。

何か、御質問ございますでしょうか。

それでは、震災に関する案件につきましては、今後も報告をお願いしたいと考えております。

本日の議題は、すべてこれで終了いたします。本日、統計委員会、平成21年10月から始まりました第2期の統計委員会委員による審議は最後となります。御多忙の中、2年間にわたり審議の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会合を終了いたします。ありがとうございました。

なお、今回のとりまとめに辺りまして、短い期間ではありましたが、東日本大震災に係る統計データの提供等の課題など、現在進行中に喫緊の課題についても委員の皆様が熱心に御議論いただいたことに対して深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

そこで、私としましては、審議結果に関する所感を委員長談話という形で、本日、発したいと考えております。この委員長談話は、私の方で検討し、本日、既に配付されております資料の参考1として添付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。

この後、記者ブリーフィングが予定されておりますので、そこにおきましても、審議結果報告と併せまして、この委員長談話についても紹介させていただきたいと考えておりますので、御承知置き、よろしく願いいたします。

それでは、統計委員会は終了いたしますが、先ほど冒頭にありましたように、本日で今期の統計委員会委員が集まる最後の機会となりますので、よろしければ、この後、懇談会を開催したいと考えております。場所につきましては、別途、紙が入っていると思いますので、そちらにお移りいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。